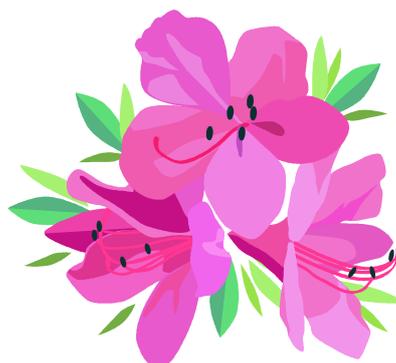


関島事務所便り

労働保険・社会保険・労働問題・年金相談
各種許認可申請・相続・交通事故相談

〒125-0041 東京都葛飾区東金町2-7-13
電話：03-3609-7668
FAX：03-3609-0404
E-mail: sr8seki.jima@yahoo.co.jp
HP アドレス <http://srseki.mine.nu>



2009年5月号

うつ病など労災認定基準の見直し

◆10年ぶりに見直し

厚生労働省は、仕事を原因とするうつ病などの精神疾患や過労自殺の労災認定基準について、10年ぶりに見直しを行いました。ストレス強度の評価項目を増やし、今年度から新基準での認定を始めます。

◆新たな判断基準の追加

精神障害に関する労災は、厚生労働省が1999年に作成した心理的負荷評価表に基づき、労働基準監督署が発病前6カ月間について、職場で起きた出来事のストレスの強さを3段階で評価し、判定します。「病気やケガ」「仕事内容の変更」「セクハラ」などの具体的な出来事の有無を判断材料として、総合判定で「弱、中、強」の3段階に分類し、強の場合、労災に当たるとしています。

認定基準の見直し後は、会社の合併や成果主義の採用、効率化など、働く環境の変化を念頭に入れ、ストレスの要因となる職場の出来事として「多額の損失を出した」「ひどい嫌がらせやいじめ、暴行を受けた」

「非正規社員であることを理由に差別や不利益扱いを受けた」など、新たな判断基準として評価項目を31項目から43項目とし、12項目を新たに追加しました。

◆労働環境改善が必要

時代の変化により多様化・複雑化した労働者の精神疾患について、認定基準が細くなり、職場の現状に見合った労災認定に近付けることは、労災補償の対象となるような病気になってしまった労働者にとっては喜ばしいことである反面、逆に、今後はさらにうつ病や過労自殺の労災認定件数が増えていくものと思われます。

職場に沿った労災認定基準の見直しの動きや労災認定者に手厚い補償をすることも大事ですが、労働者がうつ病や過労自殺に追い込まれないような労働環境の整備や労働条件の改善、そのような状況にならないための予防策を打ち出すことが、政府として一番取り組むべき課題といえます。

基礎年金部分を国が半分負担 免除対象者は申請しないと大損

全国民共通の基礎年金の給付財源が、これまでの税金投入3分の1から2分の1に4月から変わることが確実となっています。国民年金第1号被保険者と呼ばれる自営業者、フリーター、失業中の人たち、年金受給者の妻で60歳未満の専業主婦のうち保険料未納の免除対象者は、「保険料免除申請」をしないと大損をすることになります。保険料免除には全額免除のほか、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります（下表）。

★法律改正でどう変わるのか

現在20歳でこれから40年間すべての期間、保険料の全額免除が認められるといった場合、現在だと約年26万円の年金です。これが約年40万円の年金になります。

★免除期間のある場合の年金計算式

免除期間のある人の年金額の計算は、09年3月31日以前の基礎年金額計算と09年4月1日（特定月）以降の計算をそれぞれ分けて計算をやり、合算することになります。

(1) 2009年3月31日までの免除月数

満額年金（年79.2万円）× {(保険料免除月数×1/3) / 480月}

(2) 2009年4月1日からの免除月数

満額年金（年79.2万円）× {(保険料免除月数×1/2) / 480月}

年金額は(1) + (2)となる。(半額免除等の計算式は省略)

保険料免除基準（国民年金保険料は月14,660円）

	免除基準（所得については前年の所得、申請が1～6月のときは前々年の所得）
全額免除	①扶養0 所得が57万円以下 扶養1人以上 扶養1人につき35万円を加算した額以下 ②本人又は世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているとき ③地方税法の障害者又は寡婦であって所得が125万円以下のとき ④特異な事故の事由により保険料を納付することが著しく困難なとき ⑤失業しているとき（特例免除といい、配偶者及び世帯主の所得が免除基準以下にあるとき）
4分の3免除	扶養0 所得が78万円以下 扶養1人以上 扶養1人につき38万円を加算した額以下。(但し、当該扶養親族が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族のときは1人につき48万円、特定扶養親族のときは1人につき63万円)
半額免除	扶養0 所得が118万円以下 扶養1人以上 4分の3免除に同じ
4分の1免除	扶養0 所得が158万円以下 扶養1人以上 4分の3免除に同じ
注1 所得とは収入から各種控除（給与所得控除・公的年金控除、個人事業主は必要経費）を差し引いた額。 注2 本人のほか配偶者・世帯主も免除基準の範囲にあることが必要です。 注3 申請は原則として毎年行うことが必要です。 注4 免除された保険料は10年の範囲で追納することができます。	

健康保険の保険料率が都道府県単位に

◆昨年 10 月にスタート「協会けんぽ」

平成 18 年に行われた健康保険法の改正により、平成 20 年 10 月に「全国健康保険協会」（通称：協会けんぽ）が設立され、運営がスタートしています。

これまで、中小企業等で働いている従業員やその家族が加入している健康保険（政府管掌健康保険）は、国（社会保険庁）により運営されていましたが、新たに協会けんぽが運営することとなったものです。

ところで、協会けんぽ設立時に「都道府県別の健康保険料の設定」となることが決まっていたのですが、その詳細は明らかになっていませんでしたが、3 月末にその取扱いが明らかになりました。

◆「都道府県単位保険料率」設定の背景

健康保険制度の改定により、国民健康保険や長寿医療制度（後期高齢者医療制度）と同様、都道府県単位の財政運営を基本とする改革が行われ、その一環として都道府県単位の保険料率が導入されました。

これは、全国一律に設定されていた従来の保険料率では、疾病予防等の地域の取組みにより医療費が低くなったとしても、その地域の保険料率に反映されないということが理由となっているようです。

なお、平成 25 年 9 月までは、都道府県間の料率の差を小さくして保険料率を設定することとなっており（激変緩和措置）、平成 21 年度は実際の保険料率と全国平均の保険料率との差が 10 分の 1 に調整されています。

◆「都道府県単位保険料率」

都道府県ごとに定められた保険料率は以下の通りです。長野県が最も低く、北海道が最も高くなっており、全体的に見ると、比較的「南高北低」の傾向にあるようです。

なお、健康保険組合の保険料率は、平均で 7.41% です（2009 年度予算早期集計より）。

- ・ 8.15%…長野
- ・ 8.17%…群馬・**埼玉**・**千葉**・山梨・静岡
- ・ 8.18%…岩手・山形・茨城・栃木・**東京**・新潟・滋賀
- ・ 8.19%…宮城・神奈川・富山・岐阜・愛知・三重・京都・愛媛
- ・ 8.20%…福島・福井・兵庫・鳥取・宮崎・沖縄
- ・ 8.21%…青森・秋田・石川・奈良・和歌山・島根・高知
- ・ 8.22%…大阪・岡山・広島・山口・長崎・鹿児島
- ・ 8.23%…香川・熊本・大分
- ・ 8.24%…徳島・福岡
- ・ 8.25%…佐賀
- ・ 8.26%…北海道

◆今後の取扱いについて

都道府県単位の保険料率については、今年の 9 月分（一般の保険者については 10 月納付分、任意継続被保険者については 9 月納付分）から適用されます。

●雇用調整助成金の申請が大幅増加、

厚生労働省は5月1日、雇用調整助成金等を申請する際に事業所が提出する「休業等実施計画」の受理状況（速報）などを発表した。3月の対象労働者数は237万9,069人で前月の186万5,792人から3割近く増加。事業所数も前月の3万621カ所から4万8,226カ所に6割近く増えている。また、「大量雇用変動届」の提出状況のとりまとめによると、3月の離職者数は4万9,082人（前月4万5,820人）だった。

●採用内定取消件数が過去最悪に

厚生労働省は、大学などを昨年度卒業した学生の採用内定取消が427社・2,083人となり、過去最悪となったと発表した。また、内定者に自宅待機や入社延期を通知した事例は92社・1,023人（把握できたもののみ）となった。（5月1日）

●パワハラ防止の研修事業開始

財団法人21世紀職業財団は、企業におけるパワーハラスメント防止のための研修事業を開始すると発表した。予防策や対応策をまとめた専用テキストを使用し、講師を派遣して企業による対策を支援したい考え。（4月27日）

●国民年金保険料納付率が過去最低の見通し

2008年度における国民年金保険料の納付率が、過去最低だった2002年度（62.8%）を下回り、62%前後となる見通しであることが明らかになった。これで3年連続の低下となる。（4月27日）

●医療・福祉分野で人手不足

中小企業白書経済産業省が2009年版「中小

企業白書」を発表し、医療・福祉分野などでは人手が足りていないが、製造業や建設業などでは人手が余っていると分析していることがわかった。製造業の約30%、建設業の約20%で、人員が「かなり過剰」「やや過剰」と回答している。（4月25日）

●国民年金保険料「後払い」の疑い約2,300件

舛添厚生労働大臣は、社会保険庁の職員が身内などに便宜を図り、2年の時効を超過して国民年金保険料の追納を認めた疑いのある事案が約2,300件あることを明らかにした。未納保険料の後払いは過去2年分までしか認められていない。（4月18日）

●労基署への不服申立てが前年比11%増加

全国320の労働基準監督署に対して労働者が不服を申し立てた件数が2008年に3万9,384件（前年比11%増）となり、1955年以来の高水準となったことが厚生労働省の発表で明らかになった。最も多かったのは「賃金不払い」（2万8,955件）で、「解雇」は7,360件だった。（4月17日）

●年金記録の訂正「同僚等の証言」を重視

総務省の年金記録第三者委員会は、年金記録の訂正申立てに対する審査における判断理由の結果を発表し、「訂正の必要なし」と判断された理由で最も多かったのは「同僚や事業主らが消極的な証言をした」（41%）であることがわかった。「雇用保険の記録などから」（28%）が続いている。（4月14日）